

外部有識者事業評価委員会

外部有識者事業評価委員会の役割

これまでJICAおよび旧JBICでは、それぞれ外部の第三者により構成される委員会を設置して、事業評価に関する助言をいただくとともに、その結果を評価制度や手法にフィードバックして、改善をはかってきました。

そのような双方の経験を活かして、新JICAにおいても、事業評価における透明性・客観性を確保するとともに、評価体制の充実と評価の質の向上のために、外部有識者事業評価委員

会を設置しました。

具体的に委員会では、①JICAにおける評価の方針および実施に関する助言、②JICAにおける評価の体制および制度全般に関する助言、等について検討いただくことにしています。(2008年末に開催された第1回会合では、新JICAとしての評価制度・実施のあり方を中心に、活発にご議論・検討いただきました。議論の結果については、次の頁をご覧ください。)

外部有識者事業評価委員会の委員構成

本委員会は、9名の委員により構成されています。委員には、各界(学識経験者、NGO、マスコミ、民間団体、国際機関等)から、国際協力に知見のある方々、評価についての専門性を有する方々にご就任いただいています。

外部有識者事業評価委員会 委員一覧

	氏名	役職名
委員長	牟田 博光	東京工業大学 理事・副学長
委員 (五十音順)	池上 清子	国連人口基金 東京事務所長
	今里 義和	東京新聞 外報部次長
	大野 泉	政策研究大学院大学 教授
	澤田 康幸	東京大学大学院経済学研究科 准教授
	高梨 寿	社団法人海外コンサルティング企業協会 専務理事
	田中 弥生	大学評価・学位授与機構 准教授
	中田 豊一	特定非営利活動法人シャプラニール=市民による海外協力の会 代表理事
	横尾 賢一郎	社団法人日本経済団体連合会 国際第二本部長兼国際協力グループ長



委員会(第1回会合)の様子

外部有識者事業評価委員会における議論 ～第1回会合から～

2008年12月に、第1回会合を開催しました。その際に委員の方々からJICAの事業評価に対する建設的な助言・提言をいただきました。以下にその概略をご紹介します。

新JICAにおける事業評価について

≫ JICAにおける無償資金協力事業の評価

無償資金協力事業の実施が外務省から移管されたことに関して、JICAにとっての案件形成段階の自由度が、評価のあり方にも影響を及ぼす。形成段階からの自由度があれば、事前から事後にかけての一貫した評価が可能となる。

しかし同一案件であっても案件実施者(外務省)と評価者(JICA)が異なる「ねじれ」状態が、今後数年間は続く。また、これまでの外務省による評価は、悉皆調査ではあるが、在外公館による質問票を活用した評価が中心である。JICAの限られた評価予算の中で、評価の質を確保しつつ悉皆評価を行うことに対しては、評価手法の工夫が必要となる。

これらに対応するためには、たとえば、①質問票の工夫(適切な評価となるような高度化)、②評価実施上のメリハリ(一定規模以上の案件などを丁寧に評価、他は簡易に評価等)、③全件を外部専門家に評価してもらうのではなく、大使館への協力要請・JICA現地事務所の参画等による対応、等が考えられる。あわせて、④外務省によるこれまでの評価のメタ評価も、今後の評価の質の向上の観点から有益と考えられる。

事業評価における今後の取り組みについて

≫ スキーム連携

スキーム連携のない単独スキームの事業評価であっても、外部評価者に「連携があればどのようによくなっていたと考えられるか」の視点からの提言・教訓を抽出してもらうことで、次の案件形成につながるフィードバックが可能なのではないか。

≫ プロセス重視からアウトカム重視へ

アウトカム重視は重要であるが、たとえば技術協力のなかには集団研修や、個別専門家派遣等のようにアウトカムが測りにくい案件があることに留意が必要である。また案件の小型化も進んでおり、個別案件によるアウトカム産出には限界がある場合がある。このような場合でも、たとえば研修として束ねることなどでアウトカムの評価は可能となる。また特に技術協力では、アウトカムは重視しつつもプロセスを確認する作業が依然として重要と考えられる。

≫ 事後評価の実施

無償資金協力に限らず、事業評価に利用可能な資源が限られているなかで、JICAとして実施する評価のカバレッジと質とを両立させるためには、選択と集中などのメリハリが重要となる。たとえば、インパクト評価など、国民の視点からも重要で専門家の関心も高いものに注力していくことが望ましい。

≫ 事後評価のタイミング

現在スキームによって異なる事後評価の実施タイミングは、将来的には統一の方向に向かうことが望ましい。しかし画一的な運用ではなく、柔軟性を保持することが望ましい。

≫ 評価結果データベース

現在、JICA内部にて活用されている評価結果データベースは、秘密保持などの制約に配慮した上で、プロジェクトの実施に携わるコンサルタントとも共有することが有益ではないか。

≫ プログラムの考え方

国により援助依存度や他ドナーの存在などが異なっており、プログラムの意味も異なることを、評価でもふまえる必要がある。なかには、日本のみではアウトカム目標を設定できないケースも存在する。

また、特に新JICA誕生によりスキーム間の垣根が低くなっていることをふまえて、個別プロジェクトの「寄せ集め」的なプログラムではプログラムとしての効果が期待しづらいこと、3スキームを柔軟に組み合わせることで実施できることがプログラムの意義として大きいこと、等を評価の立場から発信することが重要である。

評価制度改善に向けて

JICA、旧JBICがこれまで実施してきた評価拡充・強化に向けた取り組みを振り返るとともに、今後の新組織として新たな課題とその取り組みについてご紹介します。

これまでの評価拡充・強化に向けたおもな取り組み

援助効果向上に向けての国際的な動向への対応や、国内の厳しい財政事情等を背景に、ODAが効果的、効率的に実施されているのかが厳しく問われているなか、JICAおよび旧JBICでは、それぞれ評価拡充・強化に向けてさまざまな取り組みを行ってきました。特に国内では、1998年の第1次ODA改革懇談会（「21世紀に向けてのODA改革懇談会」）を

皮切りに、新ODA大綱（2003年8月）、骨太の方針（2006年7月）等のさまざまな場において、ODA改革の重要な取り組みのひとつとして評価の拡充に関する提言がなされています。提言の内容は大きく8点に集約されますが、これまでJICA、旧JBICではこれらの提言に沿って評価拡充・強化の取り組みを行ってきました（下図）。

国内における評価の拡充に関する提言とおもな取り組み（2000年以降）

JICA	旧JBIC
提言1 事前から事後までの一貫した評価 【ポイント】プロジェクト型評価における事前から事後までの一貫した評価体制の確立	
<ul style="list-style-type: none"> ● 事前評価の導入（2001年度） ● 事後評価の導入（2002年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前評価の導入（2001年度） ● 中間レビューの導入（2004年度） ● 事後モニタリングの導入（2004年度）
提言2 多様な事業に対応した評価 【ポイント】政策レベル評価の導入、プログラム、プロジェクト型評価の拡充／評価が十分に行われていない事業（研修員受入事業、専門家派遣事業、青年海外協力隊事業等）の評価の拡充	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「災害援助等協力事業評価」の試行的導入（2003年度） ● 「草の根技術協力事業評価」の試行的導入（2003年度） ● 「集団研修事業評価」の試行的導入（2003年度） ● 「ボランティア事業評価」の導入（2004年度） ● 「JICAプログラム（現協力プログラム）」の評価の試行的導入（2005年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ● OECD-DAC評価ネットワーク・メンバーによる「一般財政支援評価」に参加（2006年度） ● ベトナム貧困削減支援借款（PRSC）の事後評価の実施（2007年度）
提言3 評価の質の向上 【ポイント】評価実施体制の強化／評価能力の向上（被援助国評価能力の強化を含む）／評価手法の開発と改善	
<ul style="list-style-type: none"> ● 個別事業評価に際して、相手国と合同評価チームを結成し、評価を実施 ● CIDAとの「日加合同平和構築評価」、USAIDとの「人口・健康セクター／USAID連携」、OECD-DAC評価ネットワーク・メンバーによる「開発途上国の基礎教育に対する支援についての合同評価」等 ● 事業評価ガイドラインの発行（2001年度）および改訂（2003年度） ● 評価主任制度の導入（2003年度）と評価主任研修の実施 ● 「在外終了時評価実施要領」（2003年度）、「在外事後評価実施要領」（2004年度）の作成 ● 在外評価専門員制度の導入（2004年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用・効果指標リファレンスの策定（2000年度） ● 円借款事業評価研修テキストの作成（2003年度）および改訂（2007年度） ● インドネシア、タイ等における合同評価の試行的実施（2004年度） ● インドネシア、フィリピン政府との評価にかかる業務協力協定の調印（2006年度） ● 厳格なインパクト評価の導入（2006年度）、インパクト評価研究会の立ち上げ（2007年度） ● ベトナム政府との評価にかかる業務協力協定の調印および合同評価の開始（2007年度）
提言4 評価の客観性と透明性の向上 【ポイント】外部評価・第三者評価の拡充／評価結果公表体制の充実（評価セミナーの開催等）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 外部有識者評価委員会を設置（2002年度）（2004年度に外部有識者事業評価委員会に改称） ● プログラム・レベル評価に外部評価アドバイザーの参画を開始（2003年度） ● 外部有識者事業評価委員会が終了時評価結果を検証する2次評価を開始（2003年度）レーティング制度の試行的導入（2007年度） ● 案件別事後評価の外部評価化（2008年度） ● テーマ別評価結果について公開セミナー（本邦、途上国）を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事後評価カバー率100%達成（2001年度） ● 事後評価における開発途上国の第三者意見の導入（2001年度） ● すべての事後評価を外部評価化（2002年度） ● 円借款事後評価フィードバック委員会を設置（2002年度）（2006年度に円借款評価有識者委員会に改称） ● レーティング制度の導入（2004年度） ● 有識者モニター（2003年度）、著名人（2004年度）による開発事業の視察の実施
提言5 評価結果の活用 【ポイント】評価結果のフィードバック強化	
<ul style="list-style-type: none"> ● 関係者への報告会の開催 ● 個別案件評価結果の総合分析の開始（2001年度） ● 事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用」欄を追加（2004年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前評価時において過去の類似案件の教訓を参照することを義務づけ（2001年度）

新組織としての評価制度構築に向けて

前ページのとおり、これまでJICA、旧JBICでそれぞれ評価制度の改善を行ってきましたが、今後は技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3スキームをになう新組織として、以下の改善に取り組みます。

取り組み・1 協カプログラムを対象とした評価の実施

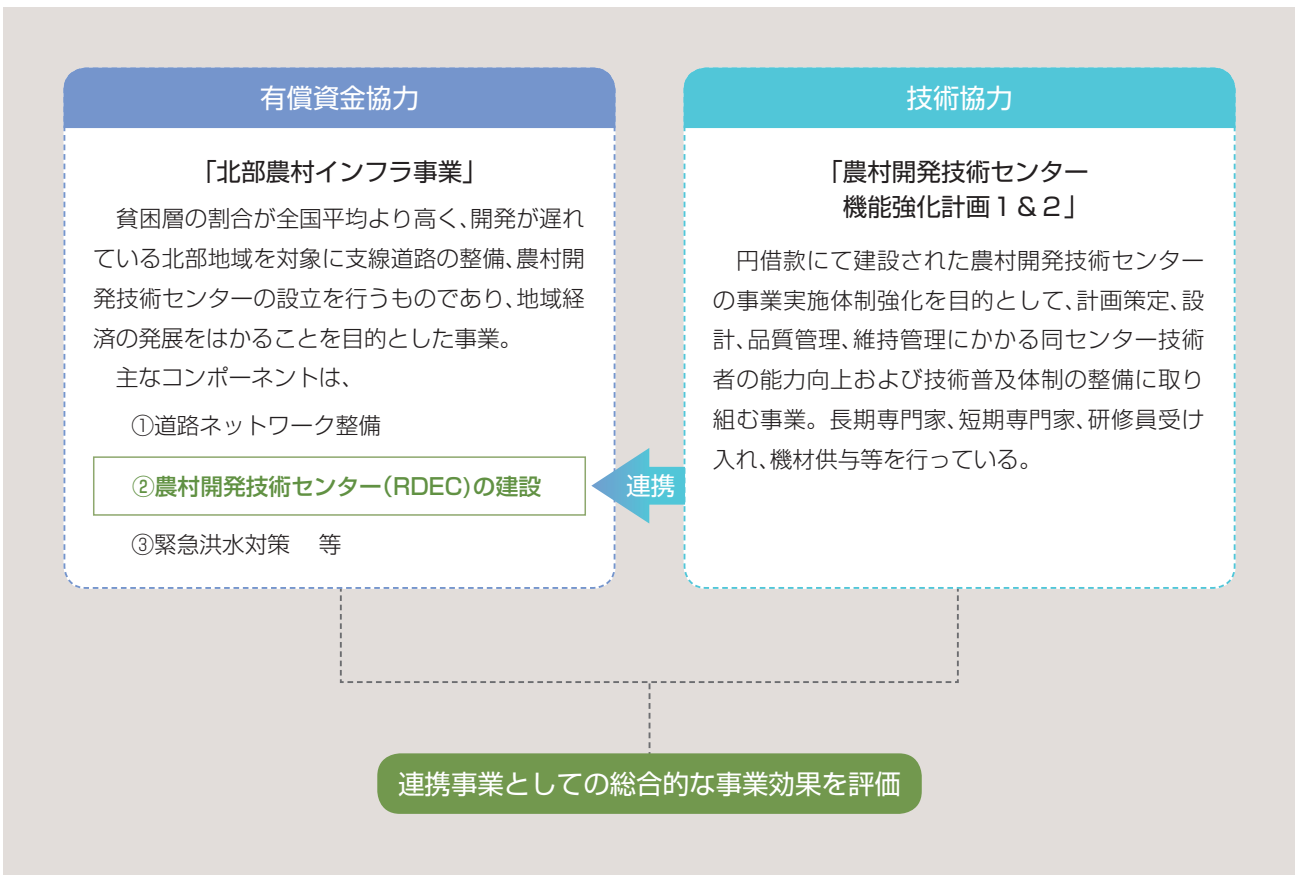
JICAでは統合効果を発揮し、これまで以上に開発効果の高い協力を効率的に行うため、国別・地域別アプローチの強化、開発途上地域等の開発政策に則し3つの援助スキームを一体的に活用した事業を実施する必要があります。そのための具体策として、協カプログラムの形成を進めています。

協カプログラムとは、途上国の特定の中長期的な開発目標の達成を支援するための戦略的枠組みであり、途上国の開発

計画および日本の援助政策に合致した適切な協力の推進、特定の開発目標の達成支援のための各種スキームの最適な運用、これらを通じた援助効果の拡大を目的とします。

今後、協カプログラムを対象とした評価を実施するための取り組みのひとつとして、過去のスキーム連携案件を対象とした評価を行うことにより、協カプログラムの評価手法の検討を行う予定です(例:下図)。

■ バングラデシュ農村開発事業におけるスキーム連携例



評価制度改善に向けて

取り組み・2 3スキーム全体で整合性のある評価制度の構築

JICAにおいて実施する3つのスキームについては、スキームの特徴を踏まえつつも整合性のある評価制度を構築していきます。昨年度、統合に向けて、評価制度に関する調査研究を行い、技術協力および有償資金協力の2つのスキームの評価の考え方、手法とその背景を整理しました。これら2つのスキームでは、事前から事後の一貫した評価体制を確立していること、評価の客観性・透明性を重視した外部評価の要素を取り入れていること等の共通点もありますが、実際の運用においては相違点もあります。評価制度や手法はそれぞれの援助のスキームの特性、具体的にはプロジェクトサイクル、協力の

内容、期間、効果発現のタイミング等を反映する必要があるため、すべてを統一することは不可能ですが、各スキームの統制に配慮しつつも整合性のある制度を作る上で、改善の余地はまだあります。

統合を契機として、技術協力の事後評価を有償資金協力の事後評価と同様に外部評価とするなど、整合性のある評価制度に向けた取り組みをすでに始めています。JICAが評価を行うこととなる無償資金協力を含め、今後も引き続き3スキーム間で整合性のある評価制度の構築をめざします。

3スキームの評価制度・手法の比較

	技術協力	有償資金協力	無償資金協力 ^[注1]	
評価目的	アカウントビリティの確保、事業のマネージメントの向上			
評価形式・実施のタイミング	事前評価	プロジェクトの実施前		
	中間レビュー	プロジェクトの中間時点	借款契約後5年目	—
	終了時評価	プロジェクト終了6カ月前	—	—
	事後評価	プロジェクト終了後3年目	プロジェクト完成後2年目	プロジェクト完成4年目
	事後モニタリング	—	プロジェクト完成後7年目	—
評価件数(年間)	約200件	約100~150件	約200件	
評価対象プロジェクト	事前評価	全技術協力プロジェクトを対象 ^[注2]	すべてのプロジェクトを対象に実施	政策評価法に基づき、10億円以上のプロジェクトを対象
	中間レビュー	協力期間が3年以上の技術協力プロジェクトを対象 ^[注2]	中間段階での確認等が必要なプロジェクトを対象	—
	終了時評価	全技術協力プロジェクトを対象 ^[注2]	—	—
	事後評価	技術協力プロジェクトで2億円以上の案件を対象	すべてのプロジェクトを対象	完成後4年目の全プロジェクトを対象に実施。一般プロジェクト無償および水産無償の全プロジェクトを対象
	事後モニタリング	—	有効性、持続性に懸念があるプロジェクトを対象	—
評価実施主体	事前評価	内部評価	内部評価	内部評価
	中間レビュー	内部評価	外部評価	—
	終了時評価	(相手国政府と合同で実施)	—	—
	事後評価	内部評価(JICA職員、コンサルタント)	外部評価	内部評価を中心とし、一部外部評価
	事後モニタリング	—	外部評価	—
2次評価	終了時評価：外部有識者事業評価委員会が実施 事後評価：開発途上国の有識者が実施	事後評価：開発途上国の第三者意見の実施	事後評価：外部委託により実施	
評価方法	評価手法	DAC評価5項目に基づいた評価		
	特徴	● 定性的評価の傾向が強い ● 結果に加えプロセスも重視	● 定量的評価の傾向が強い ● 結果を重視	● 定性的評価の傾向が強い ● 結果を重視 ● 広報効果も評価
	指標の特徴	事業の特徴上、定量的な指標、目標値を予め設定することが、必ずしも容易ではない	「運用・効果指標」を用い、目標値と実績の比較を行う	基本設計報告書に定められた指標がある場合は、目標値と実績の比較を行う
	レーティング制度	これまでは実施せず。2007年度から終了時評価案件の2次評価において試行的に実施	事後評価においては、2004年度より、4段階のレーティングを実施	事後評価においては、評価項目ごとに12段階でレーティングを実施

[注1] 2007年度時点での外務省における実施状況

[注2] 2億円未満の案件については簡易な評価方法の適用が可能。

取り組み・3 成果の客観的な把握

レーティング手法の開発: 評価結果を比較可能に、また、よりわかりやすく示すために、技術協力では終了時評価の2次評価結果からレーティングを、有償資金協力では事後評価の4段階レーティングを実施してきました。また、これまで外務省が実施してきた無償資金協力の事後評価についても12段階のレーティングが実施されています。

今後は3つの援助スキームで整合性のあるレーティング制度を開発することで、さらにわかりやすく評価結果を示すことをめざします。具体的には、今後、レーティングの開発を目的とした調査研究を行うとともに、技術協力の事後評価へのレーティングの導入等を行う予定です。

評価指標の開発: 有償資金協力の評価においては、事業の効果をできる限り客観的に測定するために、運用・効果指標、経済・財務内部収益率(IRR)を用いています。2000年に主要セク

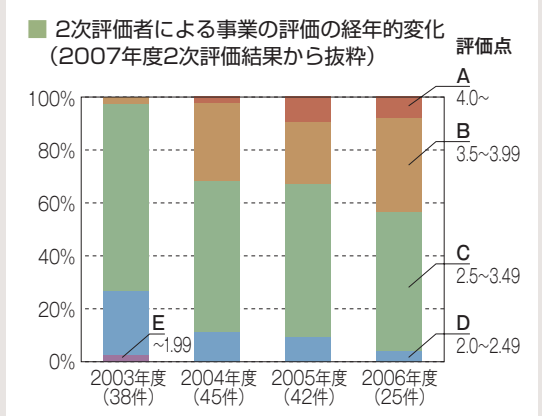
ターの標準的評価指標をまとめて「運用・効果指標リファレンス」を策定しました。事業計画段階に同リファレンスに基づき、評価指標および目標値を定め、事後的に達成度を検証することで効果の測定を行っています。また、2002年に「円借款事業の内部収益率(IRR)算出マニュアル」を作成し、同計算の考え方、実施方法の標準化を行っています。以降、これらリファレンス、マニュアルが遵守されているかレビューを行い、問題点や課題等を再整理し、さらなる改善・標準化に向けた取り組みを行っています。また、近年有償資金協力では環境、人材育成事業等の既存の指標では効果の測定が困難な事業が増加しており、それら事業にあわせた指標の改善が必要となってきています。今後は、技術協力や無償資金協力においても、指標の定量化や目標の明確化をはじめとする事業効果の客観的な把握に取り組んでいきます。

レーティングに関するこれまでの取り組み

技術協力事業

JICAが実施した終了時評価の結果について、外部有識者事業評価委員会が2次評価を行い、この結果に基づく総合的な5段階レーティングを実施。結果、年度の推移とともに、評価がB(いくらか優れた)以上の案件が増加し、D(一部問題のある)以下の案件が減少していることが明らかとなった。高く評価された事業と低く評価された事業を比較すると、有効性のうち、「プロジェクト目標の達成度」等の視点で評点の大きな差が生じている。今後事業の質をより高めるための留意点として、プロジェクト目標と上位目標の因果関係をより明確にすること、計画立案時指標や目標値を適切に設定すること等が提言された。

2008年度はこれまでと同様に終了時評価の2次評価結果に基づくレーティングを行うとともに、事後評価のレーティングを試行的に実施する予定。

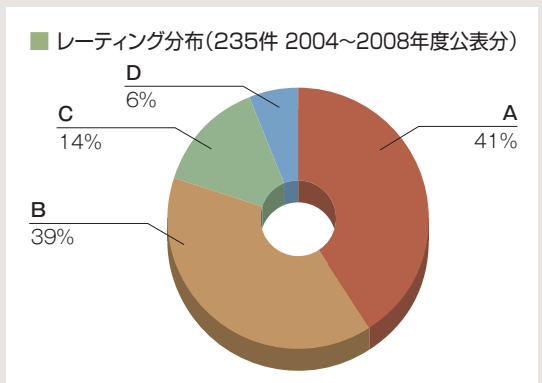


有償資金協力事業

2004年度よりフローチャート型のレーティングを実施。これまでのレーティング分布は右記のとおり。

2006年度には現行のレーティングの特性・傾向を分析し、その結果、現行の制度では、①裁量の余地があり、さらに明確な評価基準を導入する必要があること、②レーティングにおいてフローチャート型を用いた場合と総合得点方式を用いた場合、その結果に逆転現象が生じることが指摘された。2007年度は上記の問題をさらに細かく分析するために、現行の制度とは異なる、25項目の総合得点からなる、新25項目評価を構築。

2008年度は現行のレーティングに加え、一部のプロジェクトについて新25項目評価を試行的に実施し、現行制度との比較分析を行うことで、今後のレーティング制度の改善に役立てていく予定。



評価制度改善に向けて

取り組み・4 新たな評価手法の開発と試行的取り組み

JICAでは、評価の質向上のため、さまざまな評価手法の開発を行っています。具体的には、これまで評価の対象とされていなかった援助形態の評価、事業の特性や状況により現行の評価制度では適切な評価が行えない事業の評価、また、事業

がもたらす変化をより精緻に測る「インパクト評価(P.32、トピックス①をご参照)」の開発やその試行を行っています。以下に取り組みの事例をご紹介します。

事例1：エジプト アフリカ向け第三国研修の事後評価



JICAは、エジプトで実施されたアフリカ向けの保健および農業分野の第三国研修6コースを対象に、おもに第三国研修に参加したことによって、アフリカ各国の経済社会開発にどのような効果があったかを、「研修員個人」「研修員の所属機関」「研修員出身国の保健・農業セクター」の3つのレベルにおいて、アンケート調査および現地でのインタビュー調査をもとに評価を行った(2006~2007年度)。

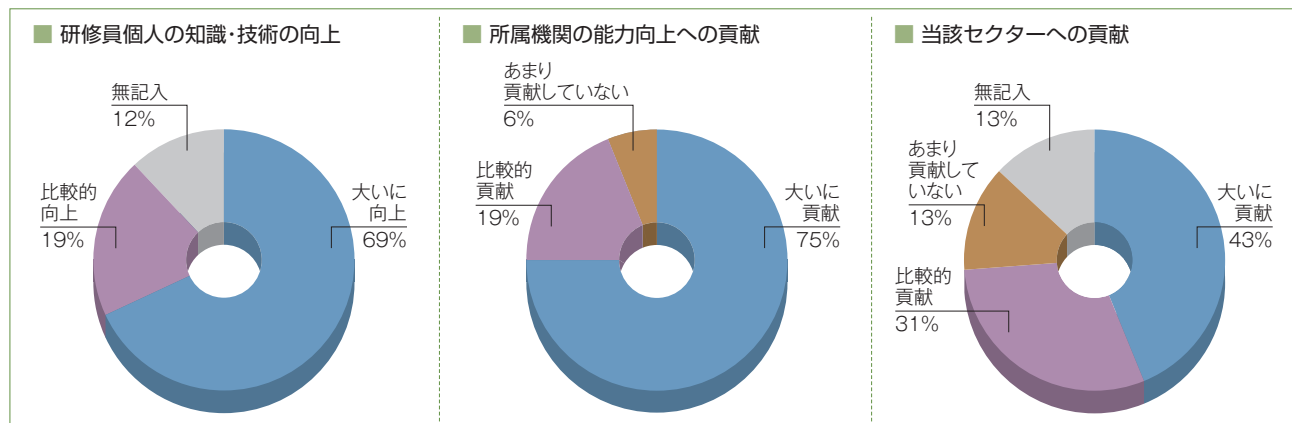
研修員所属機関(15カ国29機関)に対するアンケート結果では、うち約7割の機関が、第三国研修が研修員の知識・技術の向上や職能開発、昇進に大きく影響したと回答し、「帰国研修員の1人は当該部署の長となっている」(マラウイ)など、帰国研修員への正の影響を報告するものが多数を占めている。

また、第三国研修が研修員所属機関の能力向上に大きく貢献したとする回答は7割を超え、「第三国研修の内容や経験は、第三国研修への参加機会がなかった同僚たちに広まっており、技術の習得に大きなインパクトを与えた」(ガーナ)など、他職

員への普及活動も8割の機関で実施されていることが確認された。

さらに、4割強の機関が、「第三国研修が保健・農業セクターの改善に大きく寄与した」と回答し、「稲作の品質や収量は大幅に改善された」(ケニア)といった具体的な改善内容も報告されている。

2007年度はエジプトの他にメキシコおよびタイにおいて、同様に事後評価を実施した。今後も第三国研修の事業効果を把握するため、事後評価の実施を進めていく。



事例2：一般財政支援の事後評価



セクター全体や国家開発計画全体等の広範な対象を支援するため、開発途上国と援助国・機関が合意した戦略に基づき、被援助国政府の一般会計に資金を拠出することを一般財政支援という。この一般財政支援の枠組みでは、援助資金は特定の事情活動とはリンクしておらず、政府予算と一体になるため、援助資金が実際にどのような取り組みに充当されたのかが明確に区分できないという特性がある。このような一般財政支援の評価については、プロジェクト評価と同様の評価手

法を用いることは困難であり、2006年度のOECD-DAC開発評価ネットワークを中心とした合同評価等において、評価手法の検討が行われている。

JICAは2008年度評価対象案件のベトナム「貧困削減支援借款(Poverty Reduction Support Credit: PRSC)」の事後評価にあたって、現行のDAC5項目、レーティング制度を用いつつも、5項目の評価の視点を下記表のとおり別途定め、評価を行った(詳細はP.79をご参照)。

DAC5項目	PRSCにおける評価の視点
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ● 援助アプローチとしてのPRSCの妥当性 ● 日本またはJICAのPRSC枠組み参加の適切性
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ● インプット(費用、時間的要素、手間・取引コスト)からアウトプット達成の効率性
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ● PRSCアウトカムについての達成度 ● 日本またはJICAにとっての有効性
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済成長へのインパクト ● 貧困削減およびMDGsの達成度
持続性	<ul style="list-style-type: none"> ● PRSCを通じて形成された機能の持続性: Functional sustainability ● 日本またはJICAのPRSC枠組み参加の持続性

DAC評価5項目の視点による評価結果は、全体としてよいものであったが、2011年以降、ベトナムが低所得国から卒業するため、貧困削減支援借款(PRSC)のメカニズムが消滅

することから、諸改革を通じて形成された機能や体制が今後も持続するための制度整備が急務であることが確認された。

事例3：中止案件の事後評価



中止案件の評価は、特に中止せざるを得なかった背景やプロセス、教訓の導出に焦点を絞って評価を行い、それらを分析することで、今後の事業改善に結び付けることが重要である。

2007年度は、計画の一部の実施をもって事業が中止された、ジンバブエ「マシヨナランド・マニカランド州通信施設整備事業(2)」、南アフリカ「クワンデベレ給水事業」について試行的に現行の評価制度を用いて評価を行った。これらの事業では、実施されたコンポーネントが限定的であり、また、審査時の前提が大きく変更されてしまっているため、従来の

DAC5項目や円借款事業のレーティング制度を用いて評価を行うことはきわめて困難であることがわかった。同年度の円借款有識者委員会においても、中止案件については現行の4段階評価を行うことは難しく、レーティングの判定基準等の評価手法について再考すべきとの指摘を受けている。

同指摘を踏まえ、2008年度は、中止案件を類型化した上で、評価手法の開発を行い、同年度の中止3案件について、試行的に評価を行う予定。

取り組み・5 他機関との合同評価

JICAでは、相手国政府、ドナー等の他機関との合同評価に取り組んでいます。特に、相手国政府の評価能力向上を目的とした取り組み(P.33~ご参照)、国際的な援助協調の流れ

をふまえた他機関との合同評価に取り組むことにより、より質の高い評価をめざします。

事例1：4ドナーによるバングラデシュ合同評価の取り組み

これまでのドナーごとのプロジェクト、プログラム・レベルの評価手法を超え、今後は被援助国における国レベルの援助インパクトを検証するべき、との問題意識に基づき、DACの下部機構である開発評価ネットワーク(EVALUNET)にて、ドナー横断的な国別評価が提唱された。EVALUNETにて、まずは大型ドナーの援助が援助全体に対する割合が高い国を対象に行うことが適当とされ、世界銀行(WB)、アジア開発銀行(ADB)、英国国際開発省(DFID)および日本の4ドナーが援助全体における6~8割を占めているバングラデシュを対象に実施することとなった。

本合同評価の目的は、①個別に実施してきた国別評価の質・対象範囲を向上・拡大し、評価手法の開発を行うこと、②個々の

ドナー機関が個別に実施する国別評価を合同のプロセスで行うことにより、実施負担を軽減すること、③バングラデシュに対する4ドナー間の合同援助(プロジェクト、プログラム等を含む各種取り組み)について評価を行い、効果的な連携体制について教訓・提言を得ること、④今後策定する同国の援助計画に対するフィードバックを行うことである。本合同評価は、WBの国別評価を評価プロセスの軸とし、各ドナーがセクター別評価等を担当し、同国別評価にインプットするとともに、共同成果物である「4ドナー合同評価報告書」を取りまとめる予定である。また、今後予定されているADBや日本の国別評価においても、これらの成果が活用されることにより、これまでの機関別の国別評価の質の向上、効率化に貢献することが期待される。

評価制度改善に向けて

JICAは過去の援助実績、既往のインパクト評価経験等をふまえ、運輸セクターにおけるセクター別評価を担当することとなり、2008年9月より同セクターにおける評価を実施している。

同セクター評価は、DAC評価5項目に基づく、以下の評価設問を軸に評価のデザインを行った評価報告書は2009年度に公表の予定。

— 評価設問 —

- 日本を含む4ドナーが行った援助は同国計画およびニーズに沿っているか：
運輸セクターへの投資の推移・サブ・セクターの投資配分の分析、ドナー援助のマッピング、各機関の国別計画における運輸セクターの取り上げ方の分析。
- 4ドナーが行った援助は効果的だったか：
運輸セクター予算に対するシェア・主要効果指標等のマクロ的視点からのドナー援助の効果に関する分析、経済成長・貧困削減への寄与、農村開発等の複合セクターへの効果、既往評価のレビュー。
- 4ドナーが行った合同援助(プロジェクト、プログラム等を含む本部および現地での各種取り組み)は効率的だったか：
プロジェクトレベルのケーススタディー、実施体制におけるドナー間連携、国内制度(Country System)を利用した援助、取引コスト、プロジェクトレベル以外の各種連携の事例、効率的な合同援助の体制・モダリティーの分析。
- 4ドナーが行った運輸セクターにおける援助の横断的課題への影響とは：
キャパシティービルディング、ガバナンス(特に調達における問題等)、効果的なモニタリング・評価体制、自然災害、環境保全、住民参加、貧困削減等の横断的評価への影響分析。

事例2：「援助効果向上に関するパリ宣言」フォローアップ

2005年にパリで開催された第2回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラムにおいて、援助効果の向上の実現に向けて、ドナーと被援助国が履行すべき具体的措置が、「援助効果向上に関するパリ宣言」(以下「パリ宣言」)として取りまとめられた。この「パリ宣言」では、援助効果向上の実現に向けて、5つの原則(①自助努力(オーナーシップ)、②被援助国の制度・政策への協調、③援助の調和化、④開発成果管理、⑤相互説明責任)および2010年を目標年次とするこれら5原則の具体的実施に向けた56の取組事項(ドナーと被援助国との約束事項)が確認され、これらの取り組みの進捗と成果を測る12の評価指標(被援助国の国家計画に沿ってプログラム化された援助の割合、被援助国の公共財政管理・調達システムを利用した援助の割合、アンタイド率、複数ドナーが共同実施する調査・分析作業の割合等)が設定されている。

この「パリ宣言」で確認された具体的措置の取り組み状況につき、国別評価を希望する被援助国のオーナーシップのもと、ドナー国が支援する形で、ケース・スタディとして評価を実施することになった。JICAではこの枠組のもと、バングラデシュにおける国レベルの評価を支援し、「パリ宣言」採択以降に実施された、課題解決に向けた諸取り組みの成果の分析が行われた。

JICAの支援のもとで実施されたバングラデシュにおける評価では、各種取り組みに関する実績の確認調査、被援助国・ドナー国双方の関係者に対するインタビュー調査を中心とした

形で行われ、①援助効果向上の手段としての「パリ宣言」の有有用性、②コミットメント・能力・インセンティブの各視点から見た被援助国およびドナー国の行動変化、③援助効果向上の実現に向け5原則が与えたインパクト、等の視点からの検証が行われた。また、サンプルとして「基礎教育」、「エネルギー・電力」、「環境」の3分野を取り上げ、これら各分野における取り組みの実現状況が確認された。このように、本評価では全体の進捗状況が確認された一方で、今後に向けた課題の整理や改善策についての検討も行われている。

このバングラデシュにおける評価結果は、2008年9月に開催された、援助効果向上に関する第3回ハイレベル・フォーラム(アクラHLF)において、「パリ宣言」に基づくこれまでの取り組みの中間評価として、他のケースとともに報告された。今後は、「パリ宣言」にかかるフォローアップの第2期として、取り組みの達成目標年次である2010年までのフォローアップ調査計画が策定され、2010年には、成果検証のためのフォローアップ調査が行われる予定となっている。

